

C L T 等木材利用への支援（幅広い用途で活用可能）

支援の対象	制度名称	支援先	補助率等	主管省庁	窓口・問合せ先
【R5補正】 J A S 構造材の利用等	J A S 構造材実証支援事業	建築業者	調整中	農林水産省 林野庁	（一社）全国木材組合連合会 03-6550-8540
【R5補正】 先駆性・普及性のあるCLT活用	C L T を活用した建築物等 実証事業	地方公共団体、 民間等	設計・建築費への助成：3 ／ 1 0 以内 （特に普及性や先駆性が高いもの：1 ／ 2 以内）		（公財）日本住宅・木材技術センタ－ 03-5653-7662
非住宅・中高層建築物等への木質建築資材の利用	都市における木材需要の拡大事業	建築業者	①耐火・準耐火建築物等：CLT 17万円／m3 ②JAS構造材を利用する建築物：CLTの調達費又は14万円／m3の低い方 （①②とも、上限3,000万円）		（一社）全国木材組合連合会 03-6550-8540
構造・防火及び生産システムの面で先導的な設計・施工技術を導入した木造建築	サステナブル建築物等先導事業（木造先導型）	地方公共団体、 民間等	調査・設計費の1 ／ 2 以内、建設工事費の15％（または掛増し分の1 ／ 2 ）以内（上限5億円）	国土交通省 住宅局	（一社）木を活かす建築推進協議会 03-3588-1808
木造化の普及に資する優良な木造建築	優良木造建築物等整備推進事業	地方公共団体、 民間等	調査・設計費の1 ／ 2 以内、建設工事費の10％（または掛増し分の1 ／ 3 ）以内（上限3億円）		（一社）木を活かす建築推進協議会 03-3588-1808
Z E B 化に資する設備	建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業	地方公共団体、 民間等	工事費、設備費の2 ／ 3 以内 （建築物木材利用促進協定に基づき木材を用いる事業、CLT等の新たな木質材料を用いる事業について優先採択枠を設定）	環境省 地球環境局	（一社）静岡県環境資源協会 054-266-4161
【R5補正】Z E B 化に資する設備	建築物等のZ E B 化・省C O 2 化普及加速事業	地方公共団体、 民間等	工事費、設備費の2 ／ 3 以内 （建築物木材利用促進協定に基づき木材を用いる事業、CLT等の新たな木質材料を用いる事業について優先採択枠を設定）		（一社）静岡県環境資源協会 054-266-4161

用途ごとの支援制度（C L T 建築物にも活用可能）

施設の用途	制度名称	支援先	補助率等	主管省庁	窓口・問合せ先
地域材利用の公共建築	林業・木材産業成長産業化促進対策	地方公共団体、 民間事業者等	木造化：建築工事費の15％以内（CLT等先進的技術を活用するもの1 ／ 2 以内）	農林水産省 林野庁	林野庁林政部木材利用課 03-6744-2626 各都道府県林務部局
公立小中学校等	公立学校施設整備費負担金	地方公共団体	新增築：原則1 ／ 2	文部科学省	大臣官房文教施設企画・防災部 施設助成課 03-6734-2000
	学校施設環境改善交付金		改築、改修：原則1 ／ 3		
公立幼稚園	学校施設環境改善交付金		新增築、改築、改修：原則1 ／ 3		
私立大学、大学院等 専修学校	私立学校施設整備費補助金	学校法人等	私立大学、大学院等：1 ／ 2 以内 専修学校：1 ／ 2 以内 等		大学・高等学校等： 私学助成課 03-6734-2774 専修学校： 生涯学習推進課 03-6734-3280
私立高等学校 等			私立高等学校等：1 ／ 3 以内 等		
国立大学等	国立大学法人等施設整備費補助金	国立大学法人等	定額		大臣官房文教施設企画・防災部 計画課 03-6734-2300
私立幼稚園	私立学校施設整備費補助金（私立幼稚園施設整備費）	学校法人	1 ／ 3 以内等		初等中等教育局幼児教育課 03-6734-2714
保育所、認定こども園等	就学前教育・保育施設整備交付金	地方公共団体（認定こども園の教育部分及び小規模保育事業所に限る）、 社会福祉法人等	（公立）1 ／ 3 （私立）1 ／ 2 （新子育で安心プランに参加するなど要件を満たせば2 ／ 3 ） ※補助率は個別のメニュー等により異なる。	こども家庭庁	成育局参事官（事業調整担当）付 調整係 03-6863-0286
介護施設	地域医療介護総合確保基金（介護分）	地方公共団体、 民間事業者等	定額（施設種別により異なる） 地域密着型特別養護老人ホーム:1床当たり200～448万円、認知症高齢者グループホーム:1施設当たり1,500～3,360万円の範囲で都道府県が定める額	厚生労働省	各都道府県介護保険部局
病院、医療施設	地域医療介護総合確保基金（医療分）	地方公共団体、 医療法人等	都道府県において施設整備の補助率を決定		各都道府県医療担当部局
障害福祉施設等 （原則として公立施設を除く）	社会福祉施設等施設整備費補助金	社会福祉法人等	国1 ／ 2、都道府県・指定都市・中核市 1 ／ 4、設置者1 ／ 4 等		障害福祉施設：障害福祉課 03-3595-2528 保護施設：社会・援護局保護課 03-3595-2613 婦人相談所一時保護所及び婦人保護施設：社会・援護局総務課女性支援室 03-6812-7851